平成２９年（フ）第３９６６号
大阪府門真市大橋町７番６号
債務者　田淵　順一
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９７３号
大阪市天王寺区勝山３丁目13番10号、前住所大阪市生野区生野西３丁目２番17号
債務者　田村恵美子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０４１号
大阪市旭区大宮４丁目４番７号ジュネス大宮Ⅱ　308
債務者　佐々木祐介
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０７４号
大阪府大東市諸福３丁目２番45号、前住所大阪府大東市諸福５丁目11番25号
債務者　辻中　有希
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１０６号
大阪市住吉区遠里小野７丁目６番29―607号
債務者　野村　保子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１３３号
大阪府八尾市老原６丁目69番地　M’ｓエクレール201号
債務者　辻　　舞衣
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１４４号
大阪市中央区高津３丁目９番７号　五條苑21号
債務者　福田　育子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１５２号
大阪府四條畷市田原台８丁目12番11号
債務者　松本美津子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５９号
大阪府藤井寺市野中１丁目108番地の１の204
債務者　中谷　宏紀
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６８２号
大阪府松原市天美我堂１丁目７番地（Ｄ棟1009号）
債務者　稲垣　泰壽
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７４２号
堺市西区浜寺船尾町東４丁38番地　サンライフマンション304号
債務者　梶原　幸司
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７５６号
堺市北区新金岡町５丁３番203号　シャトル新金岡208号、前住所堺市北区金岡町325番地１　府営金岡南住宅１棟1004号
債務者　中野　友子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７７９号
堺市堺区緑ヶ丘南町１丁２番10―305号
債務者　古川　恵美（旧姓松倉）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７８６号
大阪府藤井寺市大井５丁目26番１―705号
債務者　大森　安芳（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８０１号
堺市北区中百舌鳥町５丁798番地１　和田ビル204号
債務者　松下　宏紀
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８０９号
堺市堺区宿屋町西２丁２番22号　エミリエ堺403号
債務者　西森　　舞
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８５７号
大阪府松原市天美東７丁目12番５―622号、前住所大阪府松原市阿保７丁目３番13号
債務者　入村　清一
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係